

平成24年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年3月30日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	12番	本田多美子	13番	丸山 近信
14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則
18番	栗田 稔	19番	田上 一	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三
24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸	27番	杉本 征子
28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

11番 嶋田 清人 20番 原口 邦弘 23番 木村 勝

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 主査 西山 美和 主任 宮田 正文
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2名

議 題

第 13号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 14号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 15号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 16号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 17号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 18号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 7号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 8号農地の形状変更届について

第 9号許可不要転用届について

第 10号許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、開会をしたいと思います。

その前に今日付けで定年退職となりました農業委員会事務局の立川係長から一言皆さんにお礼を言いたいということですので、お願いいたします。

○係長（立川芳美君） こんにちは。貴重な時間をお借りしまして一言挨拶させていただきます。本日をもちまして定年退職をすることになりました。先ほど辞令ももらってまいりました。在籍以来、農業委員の皆様方にはいろいろ頼み事ばかりで、何のお役にも立てませんでした。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。感謝申し上げます。明日からはですね、一市民として残りの人生をゆっくり過ごして参りたいと思っております。またどこかで会う機会もあるかと思いますが、その時は気軽に声をかけてくださいませ。農業委員会の発展と農業委員さん方々のご健康とご活躍を祈念申し上げまして、退職の挨拶といたします。本当にお世話になりました。

○会長（寺田誠一君） ただいま立川係長の方から退職のご挨拶もございましたが、伺いますと昭和47年から約40年間、実際は39年だそうでございますけれども、学校事務を火ぶたにいろんな職場をまわって最終的には私たちと一緒にの道、農業委員会にいろんな形でご指導をいただきましたことに対して、心から功績を称えまして、感謝を申し上げたいと思います。ご主人とお二人で今回退職されるそうでございますので、今まで出来なかったことを謳歌しながら、明日からの余生を楽しく過ごしていただきたいと思っておりますし、また私たちも縁がありましてこういうふうな、農業農政の中で携わってきましたので、やはり近所の委員さん、あるいはそれぞれの方々からお知恵を拝借することがあるのかもしれませんが、何とか私たちのお力にもなっていくように、どうかひとつお力をいただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○事務局長（永井正治君） それでは、開会いたしたいと思っております。

現在の出席は38名のうち、島田委員、木村委員、原口委員、3名の方から欠席の届が出ております。35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第3回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行していただきます。よろしくお願いま

す。

○会長（寺田誠一君） 皆さんお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。ここ数日、例年の暖かさが戻ったかなという気がいたしまして、私たち天気といろいろと向き合ってる職業の者といたしましては、この寒さ、あとはまた暖かさというふうな気候がやはり農作物にも影響するというふうな心配しておりましたけども、今から先、順調な天候に恵まれるかなというふうなことを期待をしているところでございます。

それでは、早速ではございますけど、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第13号より議第18号までの69件と、報告28件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、塚本委員と田中委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第13号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第13号についてご説明いたします。

議第13号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、津留の申請人で、申請物件が津留の畑559㎡他2筆、計2,431㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

2番、築地の申請人で、申請物件が築地の田308㎡を贈与するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地500㎡他1筆、計3,572㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地823㎡他7筆、計5,845㎡を、子へ一括贈与するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑7,040㎡他12筆、計2万4,224㎡を、子へ一括贈与するものです。

6番、立願寺、水俣市、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑346㎡他2筆、計3,202㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

7番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田469㎡、持ち分1000分の

685を、農業廃止と規模拡大による売買です。

68番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田260㎡、持ち分1000分の685を、農業廃止と規模拡大による売買です。

9番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田247㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

10番、天水町と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田473㎡を、交換するものです。この案件につきましては、農地法施行令第6条第3項第2号により、交換の場合には農業委員会の斡旋によるもので、交換の結果、相手方の経営面積が下限面積を下回らなければ、例外的にこれを受けられることができるとされております。

11番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田432㎡を、交換するものです。

以上、11件、4万1,233㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） それでは、説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番から。

○13番（丸山近信君） 譲渡人と譲受人が親戚関係にありまして、譲渡人は農業廃止で譲受人が規模拡大のために耕作するということです。許可相当となります。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○3番（西川英文君） これは贈与となっておりますけども、実際これは神田どこでもあると思いますけども、まつりを続けるために代表者の入れ替わりなんで、これには贈与と書いてありますけども、そういった事情です。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○37番（石本和成君） 譲渡人の労力不足と譲受人の規模拡大ということで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○37番（石本和成君） 4番、5番共に親子関係であり、子への一括贈与ということで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

- 31番（塚本眞由美君） 譲渡人にはですね、後継者がいないということで、農業廃止です。譲受人は、本人さんはまだ勤め人ですけど、先日の総会でも語りましたように、お父様が今とても頑張っておられますので、将来退職した折にということで規模拡大ということで、許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、7番、8番は関連がございますので、続けてお願いします。
- 6番（永田知博君） 7番、8番についてご説明いたします。7番は、もともと共同所有地でありまして、小作しておられます80歳ということでなってますけども、本当に現職でやっておられます。農業廃止と規模拡大で、許可相当であると判断いたしました。
- それから、8番も同じく共同所有地だったところを小作しておられましたところをそのまま買い上げるということで、これも何の問題もありませんので、許可相当であると判断いたしました。以上です。
- 議長（寺田誠一君） 次、9番。
- 19番（田上 一君） 譲渡人は労力不足のためで、譲受人は規模拡大のための売買、譲受人の方はまだまだ規模は拡大したい、拡大だから、別に問題はないと判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、10番、11番、これも関連です。ご説明をお願いいたします。
- 26番（松下善伸君） これは、譲受人、譲渡人、これは兄弟でございます。相続登記時に勘違いによりまして登記されたということで、今回交換での申請があり、許可相当と判断いたします。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。
- 35番（藤川賢一君） 今村さんの80歳というのは、後継者か何か、勤めか何かしておられますか。
- 6番（永田知博君） はい、あと5年ばかりすると息子が退職するけんということで、干拓の所に結構肥料も置いてあるということで、タマネギなんかをしたり、まだまだ現役でやっておられます。
- 議長（寺田誠一君） 他にご意見ございませんですか。はい、どうぞ。
- 17番（取本一則君） 先ほどの神田のあれですけど、これ神田は地目が田になって、その神田の所有者が個人なんですか。
- 3番（西川英文君） というのはですね、ここは約10戸ぐらいのですね、地域の方々の共有地なんですよ。共有地ではできんのですたいね、登記が。だからこういった形でされてるそうです。

○17番（取本一則君）　　ということは、これは、こういった借りとなはる人たちの農職人みたいな人のやっていきよっとですもんね。

○3番（西川英文君）　　そういうことです。

○17番（取本一則君）　　ということは、これは植えよる人は所有者じゃなかつですよ。全耕作者ということでしょう。

○3番（西川英文君）　　そういうことです。

○17番（取本一則君）　　こがんとば神田の中で表に出てくるわけにはいかんとですか。誰々他何名の名前で。

○3番（西川英文君）　　それがでけんとですよ。

○17番（取本一則君）　　でけんとですか。

○27番（杉本征子君）　　でけんからこれは個人名義になつとるとじゃなかですか。

○3番（西川英文君）　　今回はな、その渡人がその会からもうやめるということで、その代表者の自分の登記名を次の会の代表者にかえるという。だから、そのあとは今度の所有者名義になるということです。それが事由です。

○議長（寺田誠一君）　　他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君）　　他に質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君）　　異議がないものと認め、議第13号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第14号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君）　　議第14号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が中坂門田の樹園地4,380㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年4月1日から5年間の契約をするものです。

2番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が中坂門田の樹園地5,058㎡を労力不足と新規就農により、平成24年4月1日から5年間の契約をするものです。

3番、寺田の申請人で、申請物件が寺田の田1,451㎡他1筆、計3,101㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年3月30日から5年間の契約をするものです。

4番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田232㎡を農業廃止と規模拡大により、平成24年4月1日から5年間の契約をするものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田266㎡、持ち分1000分の685を労力不足と規模拡大により、平成24年4月1日から5年間の契約をするものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,409㎡を労力不足と新規就農により、平成24年4月1日から3年間の契約をするものです。

7番、築地と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,223㎡を農業廃止と新規就農により、平成24年4月1日から3年間の契約をするものです。

8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田859㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年4月1日から10年間の契約をするものです。

以上、8件、1万6,444㎡をご提案申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、2番、お願いします。

○37番（石本和成君） 1番は、労力不足ということです。借人の規模拡大ということで、許可相当とだと判断しました。

2番、この人はですね、借人は今まで兄さんと一緒に農業をやっていた方で、今度経営主として新規就農ということで許可相当だと判断しました。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○12番（本田多美子君） 貸人は、高齢のため労力不足、借人は相手方の要望ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、5番、関連がございます。

○6番（永田知博君） 4番、5番につきまして、ご説明申し上げます。これは、先ほども議第13号8番、次の議第14号5番と関連がございます。貸主、借主、先ほどの規模拡大と農業廃止、それから5番は貸主の方が兼業農家で水田のほうへの農業申請、そして片方は規模拡大で、これも何の問題もございませんので、許可相当とします。

○議長（寺田誠一君） 次、6番、7番。

- 26番（松下善伸君） 6番は、貸人の労力不足と借人の新規就農。それから7番が農業廃止と新規就農ということですが、これはですね、以前から小作はされております。古いやつは20年からなるという話を聞いております。今回新規就農ということですね、改めて書面で契約書を作ると。議第15号の3、4番と関連しまして、面積用件がありますので、許可相当と判断いたします。
- 議長（寺田誠一君） 次、8番。
- 19番（田上 一君） 13号の9番と関連です。労力不足と規模拡大で、10年間の契約です。何ら問題はありません、許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。
- 27番（杉本征子君） 5番について、貸人が持ち分の1000分の685を貸すということですので、この面積のうちの1000分の685の面積だけを貸される、と解していいでしょうか。
- 6番（永田知博君） これはですね、ハウスを貸してあるもんだけですね、もともと共同所有みたいな形になっとなったところを借りられるわけですね。
- 27番（杉本征子君） だから、持ち分の方だけを借りられるわけでしょう。
- 6番（永田知博君） そういうことです。
- 事務局長（永井正治君） あのですね、266㎡のうちの全部で685で、計算すると182㎡あつとですよ。それと残りの84㎡が借人の持ち分になつとですよ。実際にですね、借人自体がもう既に266㎡いっぺんに作りよんなはつとですよ。闇作みたいな感じで。それを正式に持ち分をきちっと小作契約しましょうということで、今回借りると。
- 27番（杉本征子君） ということは、残り分の持ち分の1000分の315ですね、その分は借人さんの所有分だから、経営面積の中にはその分入つとるわけでしょう。全部足せば5,000になりますけれども、この持ち分で計算すれば5,000にならんもんですからね。だから、下限面積。
- 事務局長（永井正治君） これがですね、上のほうの13号にですね、8番ですかね、3ページの8番、これも合計で。それと上の4番ですね、この232㎡と266㎡と13号の8番の260㎡を足して4,348と合計しますと5,100㎡になるんです。
- 27番（杉本征子君） そうですね。じゃあ、経営面積か何かに自作地分が入ってなかったということですか。
- 6番（永田知博君） 細かく見るとですね、今、田んぼになつとるところが宅地になると。今、家の建つとるところが田んぼになると、正式にすればちゃんと分筆し

て登記し直さないかんけども、いろいろ諸般の事情がありますので、それが、こういう細かい持ち分で表記されとるわけです。

○27番（杉本征子君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他に何かご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第14号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第15号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第15号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑863㎡他25筆、計2万7,572㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年4月1日から40年間契約をするものです。

2番、熊本市の申請人で、申請物件が南坂門田の畑1,335㎡他2筆、計6,621㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年5月30日から20年間契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田553㎡を能力不足と新規就農により、平成24年4月1日から3年間契約をするものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,238㎡を農業廃止と新規就農により、平成24年4月1日から3年間契約をするものです。

以上、4件、3万6,984㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○33番（岡本大助君） 貸人、借人は親子でございまして、農業者年金受給のための再設定でございます。許可相当です。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○12番（本田多美子君） これも農業者年金受給のための再設定ということで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、4番。

○26番（松下善伸君） 議第14号6番、7番と関連し、3番のほうは労力不足、それから4番のほうは農業廃止ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第15号は許可することに決定いたします。

次に、議第16号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第16農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定により下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が山田の畑652㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、1件、652㎡を提案申し上げます。申請内容を、農地転用許可基準すべての項目ごと適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元農業委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。農業委員からの説明の前に、これには始末書がついておりますので、事務局より先に始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員のほうから説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） ただいま朗読ありましたとおりです。始末書のついた案件であ

り、関係者と十分現地で協議をした結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（寺田誠一君） 他にこの件について、ご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ご質問、ご意見もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第16号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

○職務代理者（東 令佐君） 議第17号につきましては、9番の申請者が農業委員本人と農業委員の同居の親族となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限により退席されることとなりますので、私が管理規則第16条により進行させていただきます。

— 1番 寺田委員 退室 —

それでは、議第17号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第17号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が立願寺の畑11㎡で、転用目的が道路拡張です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が玉名の田394㎡他1筆、計554㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が三ツ川の畑892㎡他1筆、計1,146㎡で転用目的が個人住宅及び作業所です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、親子関連の使用貸借で、申請物件が、横島町の田、364㎡で転用目的が個人住宅です。農地部分が住宅の連担する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が亀甲の宅地、登記地目は田でございます。136㎡で、転用目的がアパートの駐車場5台分です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が小島の田550㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請にかかる土地の周辺地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能でございます。

7番、申請物件が築地の畑588㎡他2筆、計2,410㎡で、転用目的が8棟の建売住宅です。農地区分は上下水管が埋設された道路沿い、各築山小学校から約300m、内科医院より約300mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が岩崎の畑427㎡で、転用目的はアパートの駐車場10台分です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、賃貸借での物件で、申請物件が玉名の田371㎡他17筆、計1万4,861㎡で、転用目的は店舗及び駐車場です。農地区分はJR新玉名駅より300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上9件、2万459㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○職務代理人（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員さんの説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） この案件は、今先ほど許可いただきました議第16号と同じ譲受人で、自宅への車の進入が非常にしにくいということで、隣の方の農地を買い上げて道路とするということで、許可相当と判断いたしました。

○職務代理人（東 令佐君） 次、2番。

○13番（丸山近信君） 現地は道路沿いです。東側、北側、西側は、コンクリートブロックにより土留めをし、土砂の流出を防ぐ、それから南側はL型擁壁を設置、ということです。給水はボーリングを掘削、生活雑排水、汚水については東側前面道路の下水道へ接続します。許可相当と判断します。

○職務代理人（東 令佐君） 次、3番。

○16番（河野征史君） ここはちょうど市道が通っておりまして、市道の北側になりますけれども、譲渡人はもともと地元の人であり、栗林の荒れ地になっております。また、住宅が手前にできまして、先のほうが作業場になります。その作業場に行く通路を右側につくって、そしてその住宅地に当たる場所はこの通路を通じて住宅地

あたりになっております。また、住宅地の手前に脱水浄化槽を掘って市道と繋がります。何も問題ありません、許可相当と判断しました。

○職務代理者（東 令佐君） 4番につきましては、始末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○職務代理者（東 令佐君） それでは、続いて担当委員の説明をお願いします。

○25番（柴原 豊君） 使用借人は使用貸人の娘婿にあたり、長女が跡を継ぐということで、立派な隣の水田に個人住宅を建てることになりました。周囲をブロックで囲い、高さ60cmぐらい盛り土をします。造成中は仮囲いを設け、土砂粉塵の飛散の被害防止に努めます。給水は実家の井戸より給水、生活雑排水、汚水は集落排水に接続します。雨水は申請地に浸透柵を設け、オーバーフロー水について北西側道路側溝に接続放流します。東隣にビニールハウスがありますが、ハウスより4mほど離して1階建てと比較的低棟な計画で近隣への日照も被害は少ないものと思われれます。無断転用の件もありましたが、残りの区分は水田に届くということで許可相当と判断いたしました。

○職務代理者（東 令佐君） 次、5番。

○3番（西川英文君） 5番、7番、8番につきまして説明いたします。

まず5番から。これは、譲受人がアパートを経営されておりますし、その駐車場が不足しているということで、近くに売地が出たもんでそれを購入したということで、5台分の駐車場だそうです。碎石を敷き、雨水は自然浸透ということだそうです。許可相当と判断しました。

7番、208号線沿いのパイパスの近くの案件で、建売住宅を8棟売ることです。ここで周辺には住宅をつくっても被害はないと思われれますし、上下水道も近くの公道を通っておりますし、許可相当と判断しました。

8番です。これも譲受人がアパート経営をしておりますし、この駐車場ということで別会社をつくって駐車場経営をするということです。これが大体10台分の駐車場で、碎石を敷き雨水は自然浸透ということで、現地はこの立願寺のスイミングクラブの近くだそうです。そのまま考えましたけども、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○職務代理者（東 令佐君） 6番。

○9番（奥村隆一君） 渡人、受人は親子でございます。4月から長男が小学校入学するため、実家の近くに土地を建てるということでございます。第1種農地になっておりますけれども、これは不許可の例外で要件はクリアしております。給水はボー

リング、それから雨水は計画排水は雑排水は合併浄化槽でして、雨水枡を敷地内に設置、水路へ放流します。市道、東側と南の市道に面しておりますので、3段のブロックを積んで土砂の流出を防ぎます。許可相当と判断いたします。

○職務代理人（東 令佐君） 9番。

○14番（田尻敏夫君） 現地は事務局から説明がありましたように、JRの新玉名駅の南側に位置します。北側には線路を挟んで、既に用地の造成をされております。東側、西側及び南側を農道で囲まれております。そのため、境界には縁石を設けて北側の道路の高さまで盛り土をして、則面には芝を張るということです。敷地内に側溝を設け、雨水に関しては側溝をつたい、調整池から施設の排水路へ流すということです。上下水に関しましては、本年度中には玉名市が敷設する上下水道、上水道より下水道と接続すると。全部平屋です。高さが6mぐらいありますけども、南側に寄せて中央部に建てるということで、日照や土砂の流出やそういう被害もないものと思いますので、許可相当と判断しました。

○職務代理人（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○36番（藤川賢一君） 6番はすぐそばに家があるとか、なんかでしようたいな。

○9番（奥村隆一君） これはですな、一枚もんで地目は田ですけど、これは三角定規みたいな形状で、東側は民家が建っています。

○36番（藤川賢一君） そがんとこじゃなかとやっばいかんですたいな。

○9番（奥村隆一君） 農振除外をする場合は4カ所か5カ所、やっぱり探さないかんという、代替地ば。

○職務代理人（東 令佐君） 他にご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○職務代理人（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○職務代理人（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第17号は許可相当と意見決定することに決定しました。

— 1番 寺田委員 入室 —

○議長（寺田誠一君） 農地法第5上の審議審議が終了いたしましたけど、2月の29日の前回、議第11号の3番の案件でございますけど、保留にしておりましたこの件について、地元との協議結果を一応報告しておきたいと思っております。地元農業委員さんよりお願いいたします。

○6番（永田知博君） 先月の案件で保留になってました件ですけれども、地元代表として、私が途中経過を報告いたします。その後ですかね、地元の区長さんはじめ近隣の方々との間で誓約書を交わしてあったわけですね。それで、これ読みます。誓約書、このたび私旭町区にお世話になり、住宅を建てたいと思いますので土地を売りますが、その土地には一切廃棄物などは持ち込みません。ここに約束いたします。平成24年3月11日。申請人と叔父さんと2人の連名でこういうふうに誓約書は出してあるわけです。それで、その叔父さんと会ったときに、私も言うたっです。これならば今の申請ではだめですよ。家を建てるのであればもう1回申請をし直してください。それで、今度は全部あの面積は買えませんよ。それで、あとの残地をどうしますかって言ったら、それは私が畑で借ろうたい、そういう話であったんです。それも含めて、委員会のほうに行って申請をし直してもらわんとどうしようもありませんよって言って、ああ、わかったということで今まできとったわけです。それで、こっちからもうそれ以上ああせい、こうせいということはもう言われもせんけんですね、そっでその人も住宅、家は持つとなはっですよ、今は持つてあるわけです、また新しゅう、これにはそういうふう書いてあるんです。前回の計画は貸資材置き場として出されたんです。向こうのほうの出方を見てからでないとどうしようもないと思うわけですたいね。あと、もう何か言われた時には、そういうふうに申請をし直してくださいということで、事務局のほうに手続きをお願いせんとしようがないと思うわけですたいね。

○事務局長（永井正治君） 前回は貸資材置き場、今回はその誓約書によりますと住宅を建てるということで、私も今日初めてお聞きしたわけですが、一番農地転用の重要なところというのは計画の信憑性と資金計画というようないろんな問題がありますので、最終的にですね、その住宅用地としての転用ということになれば、以前出しているのを、その貸資材置き場としての申請書については現在保留にしていますけども、取下書あたりを提出いただいてですね、新たにきちっとした個人住宅の転用として申請を上げていただくということになります。今後、またうちのほうにご相談に来られるかと思しますので、十分ですね、そういう信憑性を確認した上で対応したいと思います。

○議長（寺田誠一君） それでは、そういうことで、今後指導してまいるということで、次に移らせていただきます。

議第18号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第18号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）によ

る利用権の決定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。17ページから19ページまでの36件の集積です。所有権移転が6件の1万4,253㎡、利用権設定が30件の10万2,802㎡で、合計36件の11万7,055㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局からの説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

○27番（杉本征子君） 13番についてお尋ねしますが、基盤強化法では下限面積は定めてないのでしょうか。この人の場合原形面積がゼロで、今度3,021㎡だけ借り入れされますので。

○事務局次長（西村則義君） 基盤強化法では下限面積要件はございません。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。それでは、採決に移りたいと思います。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第18号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告第7号より第10号まで一括して、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 20ページをお願いします。

報告第7号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が提出した旨の通知を受理したので報告します。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、21件の解約の通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いします。報告第8号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、2件の届を受理しております。共に50cm程度盛土して野菜畑として

利用されるものでございます。

次に、報告第9号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告いたします。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回、4件の届出を受理しております。農業用ポンプ建設3件と無線基地局建設が1件でございます。

次に、報告第10号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事許可の後に許可書返納の届出があったので報告します。平成24年3月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1件の届を受理しております。この案件は、当初養鶏業を営んでおられており、既存の乾燥施設が老朽化のため、新規に建設予定で許可を受けられたものでございますが、諸般の事情によりまして、平成16年に廃業をされました。そのため、今回許可を返納するものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局よりご報告がございました。何かご質問、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 質問がないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時09分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年3月30日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

塚本 眞由美

農 業 委 員

田中 正司